



図3. 隔離・身体拘束の状況の推移

平成 14 年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
入院中の精神障害者の人権確保に関する研究 分担研究報告書

## 「精神障害者の隔離・拘束・移送と人権の擁護に関する研究」

分担研究者： 山本輝之（帝京大学法学部）  
研究協力者： 益子 茂（東京都立多摩総合精神保健福祉センター）  
白石弘巳（東京都精神医学総合研究所）  
町野 朔（上智大学法学部）  
辻 伸行（上智大学法学部）  
近藤和哉（富山大学経済学部）  
東 雪見（上智大学大学院法学研究科博士後期過程）

### 研究要旨：

精神障害者に医療、ケアを行うにあたって、彼に対して身体拘束、治療の強制を行うことがどの範囲で可能か、またそれが許される法的根拠はどこにあるのかという、本研究の主要なテーマについて、説得力のある具体的な提言を行うためには、諸外国の法制度の調査、研究を行うことが不可欠である。そこで、そのための基礎的な作業として、カナダにおける精神障害者に対する処遇制度について、調査、研究し、わが国の制度との相違、その問題点などについて考察を行った。

### A. 研究目的

精神障害者に医療、ケアを行うにあたって、彼に対して身体拘束、治療の強制を行うことがどの範囲で可能か、またそれが許される法的根拠はどこにあるのかという、本研究の主要なテーマについて、説得力のある具体的な提言を行うためには、諸外国の法制度を調査、研究することが不可欠である。そこで、本年は、そのための基礎的な作業として、カナダにおける精神障害者に対する処遇制度について、調査、研究し、わが国の制度との相違、その問題点などについて考察を行った。カナダの法制度は、

その国家の成り立ちおよび地理的条件から、イギリス法とアメリカ法との双方を調和させて作られている。そのため、カナダの法制度を研究することは、イギリス、アメリカの法制度を理解するうえで、きわめて有意義である。

### B. 研究方法

カナダの法律、学術論文について文献調査を行い、また、実際にカナダ・モントリオールに行き、精神医療施設における精神障害者の処遇について現地調査を行うとともに、法学者、精神医療関係者とディスカッ

ションを行い、カナダの法制度とわが国のそれとの相違、それぞれが抱えている問題などについて意見交換を行った。

## C. D. 研究結果と考察

### I はじめに

カナダ・ケベック州においては、精神障害者に対する強制処分として、2種類のものがある。1つは、一般の精神障害者に対する強制入院の制度であり、その要件、手続きについては、州法であるケベック民法(CIVIL CODE OF QUEBEC 1991年)の

「II節 施設への収容と精神鑑定(Confinement in an institution and psychiatric assessment)」の箇所に定められている(26~30)。もう1つは、触法精神障害者に対する強制処分の制度であり、これについては、連邦法である刑法(Criminal Code 1985年)が「20.1章 精神障害(Mental disorder)」の箇所に、その要件、手続きについて詳細な規定を置いている(672.1~672.95)。なお、本文中のカッコ内の数字は、それぞれの法律の該当する条項である。

### II 一般の精神障害者に対する強制処分

ケベック民法は、一般の精神障害者に対する健康・社会サービス施設(health or social services institution)への強制収容

制度を定めている。これには、精神鑑定を行うために行われるものと、その鑑定の結果に基づいて行われるものとがある。

#### 1. 精神鑑定のための強制収容

##### (1) 裁判所による鑑定命令

裁判所は、医師または利害関係人の申し出により、その者が精神状態のため、自傷または他害のおそれがあると信じるに足る十分な理由があると判断した場合には、本人の同意なしに、精神鑑定のため、彼を健康・社会サービス施設に一時的に収容することを命じることができる(27第1文)。ここでいう「利害関係人」の範囲は、とくに定められてはいない。この場合、裁判所は、必要と認められる場合には、精神鑑定以外のあらゆる医学的検査を許可することができる。

また、もし、自傷または他害の重大な危険があり、その危険が差し迫っている場合には、精神状態が自傷または他害のおそれを示している者の保護に関する法律(The Act respecting the protection of persons whose mental state presents a danger to themselves or to others)が定めているように、裁判所の許可なしに、医師の判断で彼を予防的に施設に収容することができる(27第2文)。

##### (2) 2人の医師による診察

裁判所が鑑定命令を出した場合には、そ

の者に対し、施設収容の時点から、24時間以内に、まず1人の医師が、診察を行わなければならない（28）。その診察の結果、その医師が収容が必要であると認めた場合には、さらにもう1人の医師により、診察が行われなければならない。この2人の医師による診察は、収容のときから96時間以内に行われなければならない。2人の医師による診察の結果、双方が収容が必要であるという意見で一致した場合には、本人の同意および裁判所の許可なしに、その者を48時間以内に限り、鑑定を行うため施設に収容することができる（28）。

### （3）鑑定結果の報告

2人の医師による鑑定結果は、裁判所が鑑定命令を出したときから7日以内に、報告書の形式で裁判所に提出されなければならない。その内容は、①自傷または他害のおそれによる施設収容の必要性の有無、②自分自身の世話ができ、また財産を管理することができる能力の有無、③その者が成年者の場合には、保護監督者を付すことが適切であるか否かについてである。ただし、この報告書は、裁判所の許可がなければ、当事者以外に公開されてはならない（29）。

## 2. 鑑定の結果に基づく強制収容

### （1）裁判所による収容命令

2人の医師の鑑定が、収容を必要とする

ことで一致した場合にのみ、裁判所は、その者について健康・社会サービス施設への収容を許可することができる。収容を許可するにあたって、裁判所は、その収容の期間も決めなければならない。ただし、その期間が満了しなくとも、収容の必要がなくなり、正当化されなくなった場合には、それを解除しなければならない（30）。

### （2）収容者への告知

収容者には、その施設から、治療プログラムの内容、その重大な変更、および生活条件の重大な変更について、告知がなされなければならない（31）。

以上の制度は、わが国の措置入院制度と類似しているが、①自傷・他害のおそれのある者について、まず鑑定のための強制収容を行い、さらにその鑑定の結果に基づいて強制収容を行うという二段構えになっていること、②それぞれの強制収容について2名の医師の診察と、その意見の一貫を要するという厳格な手続きが要件とされていること、③鑑定の結果に基づく強制収容が裁判所の命令によって行われ、その収容の期間も裁判所が決定すること、④診察を行う医師について、特別な資格が必要とされていないことなどの点で、わが国の制度とは異なっている。

## III 触法精神障害者に対する強制処分

### 1. 訴追

### (1) 訴追人

訴追人が、治安判事に対し訴追請求することにより、刑事訴訟手続が開始する。訴追請求を行うのは、警察官であることがほとんどであるが、私人も行うことができる」とされている。この訴追請求を行った者が、訴追人（prosecutor）であり、司法長官の代理人である検察官が介入しない限り、訴追人であり続けると規定されている。検察官には手続に介入する義務はなく、ただ権利を有するだけであるとされている。もつとも、実際上は、検察官が介入することがほとんどであり、また、介入を義務付けている州もあるとのことである。検察官が介入する場合、手続のどの時点から介入するのかは不明である。

### (2) 訴追裁量

訴追人は、訴追請求後、正式起訴状が提出されるまで、または略式起訴裁判が開始されるまで、いつでも訴追請求を撤回する裁量権を有している。どのような場合に、撤回するかについては、州の司法省内部にマニュアルがあり、それによって決められているが、一般的には、軽微な犯罪である場合には訴追が撤回される場合があるが、公共の安全を害すると認められる犯罪である場合には、撤回されることはないとのことである。したがって、訴追人の訴追裁量はそれほど広いものではなく、行為者が精神障害であることのみを理由として訴追請

求を行なわなかつたり、撤回したりすることはない。行為者が精神の障害により自傷他害のおそれがある認められる場合には、後に述べるように、民法上の強制入院の対象となるが、それによる入院が行われることが予想されるという事情は、刑事上の訴追を撤回する理由となるものではないが、そのような場合には、訴追を一時的に見合わせるということはあるとのことであった。

## 2. 鑑定

### (1) 訴訟能力、責任能力の概念

裁判所（これには、陪審によらない、略式手続を行う裁判所および上訴裁判所も含まれる。672.1。以下同じ。）は、訴追された被告人が①訴訟無能力であるか、または②犯罪行為時に、責任無能力であったかを決するのに証拠が必要であると信ずるに足る合理的な理由がある場合には、職権により、被告人の精神状態の鑑定を命じることができる（672.11）。訴訟能力とは、評決が下される以前の訴訟手続のいかなる段階においても、精神の障害のために、防御を行うことができず、または、弁護人に防御のための指示を与えることができない場合であり、とりわけ、精神の障害のために、(a)訴訟手続の性質または対象を理解すること、(b)訴訟手続から生じる帰結を理解すること、あるいは(c)弁護人と意思の疎通をすることができない場合をいう（2条）。

責任能力については、「何人も、行為時に精神障害を患つており、そのため、作為もしくは不作為の性質および属性を弁別することができないか、あるいはそれらが悪いものであることを認識することができない間になされた作為もしくは不作為については、刑事上の責任を負わない (No person is criminally responsible for an act committed or an omission made while suffering from a mental disorder that rendered the person incapable of appreciating the nature and quality of the act or omission or of knowing that it was wrong.)」と規定されている (16 条 1 項)。ここでいう「精神の障害」とは、精神の病気のことである (2)。また、「作為または不作為が悪いものであることを認識する」とは、それらが法的にあるいは道徳的に悪いものであるということを認識することである。なお、限定責任能力の規定は存在しない。

## (2) 訴訟能力、責任能力の推定、証明責任

訴訟能力、責任能力については、無能力である可能性が、能力があるという可能性に優越する程度にまで証明され、かつ、裁判所がその優越を確信するまでは、能力があるものと推定される (16 条 2 項、672.22 条)。訴訟能力については、裁判所が、被告人、検察官の申し立て、または職権により、

その不存在を信じるに足る合理的な理由がある場合に、審理を指示する (672.23 条)。責任能力については、被告人あるいは検察官が争点として提起した場合にはじめて、裁判所は審理を指示する。被告人または検察官が訴訟無能力、責任無能力の申し立てをした場合には、その申し立てをした側が無能力の可能性が優越することを証明する責任を負担する (16 条 3 項、672.23 条 2 項)。このように責任能力の不存在について被告人に証明責任を負わせることは、無罪推定原則に反しないかが問題となる。これについて、カナダ連邦最高裁判所は、責任能力の不存在の証明を被告人に要求することは、無罪であることを推定される被告人の権利を侵害するものであるが、これは「権利と自由に関するカナダ憲章は、ここに規定する権利と自由を保障するものであり、それらは、自由かつ民主的な社会において明示的に証明でき、法律によって規定された合理的な制限にのみ服する」と定められているカナダ憲章 1 条によって、自由かつ民主的な社会において正当化され、法律に規定された合理的な制限として許容されると判示している (R. v. Chaulk)。

## (3) 鑑定命令

裁判所は、被告人が訴訟無能力であるか、行為時に責任能力を排除する精神障害を患っていたか決めるために証拠が必要であると考える合理的な根拠がある場合には、訴

訟手続きのどの段階においても、職権により被告人の精神鑑定を命じることができる（672.12 条（1））。また、裁判所は、被告人または訴追人の申し立てに基づいて鑑定命令を出すこともできる。ただし、訴追人の申し立てに基づいて出す場合には限定があり、被告人が訴訟能力あるいは責任能力を争点として提起したとき、または訴追人が、被告人の訴訟能力または責任能力の存在を疑わせる合理的根拠があると裁判所に確信させた場合に限り、裁判所は鑑定を命じることができる（672.12 条（2）、（3））。

鑑定命令は、①鑑定の内容、②鑑定を受けるべき人、③鑑定を行う人物または病院、④拘束の必要性、および⑤命令の有効期間（鑑定が行われる場所への移動時間を含む）を特定して出さなければならぬ（672.13 条）。③の病院とは、州にある病院で、裁判所により出された鑑定命令に基づいて被告人を鑑定することについて、州の保険局の長（Minister of Health）により指定された治療施設のことをいう（672.1 条）。鑑定期間は、訴訟能力の場合には、原則として 5 日間（休日、鑑定のための移送に要する時間を除く。）である。ただし、被告人と訴追人が合意した場合には、30 日を超えない範囲でより長い期間を定めることができる（672.14 条（2））。責任能力の場合には、原則として 30 日間（休日、鑑定のための移送に要する時間を差し引く。）で

ある（672.14 条（1））。ただし、いずれの鑑定についても、やむをえない事情がある場合には、60 日まで延長することができる（674.15 条）。また、裁判所はやむをえない事情があると認めた場合には、最初から 60 日を超えない範囲で鑑定期間を定めることもできる（672.14 条（3））。さらに、裁判所は、訴追人または被告人が理由を示した場合には、状況を考慮した上で、指定した鑑定期間を変更することができる（672.18 条）。

鑑定のために被告人を拘束（custody）することは、原則としては許されない。だが、裁判所が、証拠または医師（medical practitioner。州により医者の資格を与えられた者をいう。672.1 条）の証言に基づいて、拘束することが必要であると認め、かつ被告人がそのことに同意した場合には、拘束することができる（672.16 条）。

鑑定の間に被告人が行った供述は、訴訟能力および責任無能力の有無、あるいは危険な精神障害者（672.65 条）であるか否かを判定する目的の場合を除いて、被告人の同意がない場合には証拠として採用することができない（672.21 条）。

なお、鑑定命令によって治療を強制することはできない。治療を強制する場合には、ブリティッシュ・コロンビア州では、Mental Health Act により通常の強制入院手続きがとられなければならない。また、

ケベック州では、上位裁判所による強制治療の許可を得る必要がある。

鑑定が終了した場合には、被告人は速やかに命令を発した裁判所に出廷しなければならない（672.191 条）。

#### （4）鑑定の報告

鑑定が終了した場合、鑑定を行った医師は被告人の精神状態に関する報告書を、その命令を発した裁判所に、指定された期間内に、提出しなければならない。ここでいう医師とは、州法により資格を与えられた医師であることが必要である。裁判所は、遅滞なく、その報告書の写しを、審査委員会、検察官、被告人および被告人の代理人に送付しなければならない（672.2 条（3）、（4））。

### 3. 評決

鑑定、当事者の証明により、訴訟無能力、責任無能力の可能性が優越する程度に証明された場合には、訴訟無能力の評決（672.31 条）、責任無能力の評決（672.34 条）が下される。

#### （1）訴訟無能力の評決とその効果

予備審問あるいは陪審なし裁判では、すべての証拠を聞いた後、裁判長が被告人の訴訟能力の有無を決定する（672.27 条）。裁判官と陪審の裁判の場合には、裁判開始前に、訴訟能力の有無が争点として提起されたときには、訴訟能力を判断するための

特別な陪審が形成され、判断を行う（672.26 条（a））。これに対し、裁判の途中でこの争点が提起された場合には、特別な陪審は形成されず、当該事案を審理している陪審がそのまま訴訟能力を判断することになる（672.26 条（b））。

被告人が訴訟能力を有していると判断された場合には、通常の手続きにより陪審が選任され、罪状認否手続き、予備審問、正式事実審理、その他の通常の手続きが進められることになる（672.28 条）。これに対し、訴訟能力なしと判断された場合には、被告人によってすでに行われたいかなる答弁も無効となり、それ以後の裁判は行われない（672.31 条）。ただし、この訴訟無能力の判断は、被告人の訴訟能力が回復した場合に引き続き被告人について審理を行うことを妨げるものではない（672.32 条（1））。

裁判所が被告人に訴訟無能力の判断を下した場合には、以下で述べる処分が行われることになる。

#### （2）責任無能力の評決とその効果

被告人は犯罪行為を行ったが、その行為時に、刑法 16 条 1 項に規定されている責任能力を排除する精神障害を患っていたと判断した場合には、責任無能力であるという評決を下さなければならない（672.34 条）。責任能力の有無については、陪審員がいる場合にはそれが、陪審員がない場合には、裁判官が判断を下す（672.34 条）。

責任無能力の評決は、行為は行ったが、刑事上の責任は負わないという内容のものであり（672.34 条）、この評決は、guilty を意味するものでも、convicted を意味するものでもない。その効果は、同じ犯罪で再び訴追することを妨げること（672.35 条）、および前科とはならないということである。カナダ連邦最高裁判所の判例によると、責任無能力の評決は、有罪でもないが、無罪放免（acquittal）でもなく、第三の評決であるとされている。この点で、犯罪構成要素を欠如させるものとして無罪放免とするコモンローにおける *insanity* とは異なると解されている。

なお、訴訟無能力、責任無能力の評決については、控訴を行うことができ、最高裁判所が認める場合には最高裁判所に上訴することもできる。

### （3）訴訟無能力、刑事責任無能力の評決が下された者に対する処分の決定

#### 1) 裁判所による処分の決定と審査委員会の審理

以下の 4 で述べる処分は、第一次的には裁判所によって決定される。裁判所は、その処分を決定するため職権で聴聞会（hearing）を開くことができる。この聴聞会を開くことを被告人または検察官が請求した場合には、裁判所はそれを開かなければならぬ（672.45（1））。裁判所は、聴聞会において、処分を容易に決定するこ

とができる、かつ遅滞なくその処分を行わなければならないと確信した場合には、裁判所がその処分を決定する（672.45（2））。

ただし、裁判所が、被告人に対し、以下で述べる無条件釈放以外の処分を決定した場合には、審査委員会（Review Board）が、その決定が行われた日から 90 日以内に審理を行い、被告人に対する処分を最終的に決定する（672.47（3））。審査委員会は、州ごとに設置され、州の副知事により任命された 5 名以上の委員により構成される（672.38）。そのうち、最低 1 名は、州法による資格を有する精神科医でなければならない。また、その精神科医が 1 名である場合には、少なくとも他の 1 名は、精神保健の分野での訓練と経験を有し、医学もしくは心理学の実務についての州法による資格を有する者でなければならない（672.39）。この委員会の議長は、連邦裁判所、州の上位裁判所、地方裁判所あるいは郡裁判所の裁判官、もしくはその資格を有する者か、すでにそれらを退職した者が務め（672.4）、議決は多数決によってなされる（672.42）。

#### 2) 審査委員会による処分の決定

裁判所が、訴訟無能力または責任無能力の評決が下された被告人に対する処分を決定しない場合、審査委員会が、聴聞会を開き、原則として評決が下されたときから 45 日以内に処分を決定しなければならない。

ただし、裁判所が正当な理由があると認めた場合には、聴聞会を開く期間を 90 日まで延長することができる（672.47）。

「裁判所が処分を決定しない場合」ということの意味は、前述した 672.45 (2) の「聴聞会において、処分を容易に決定することができ、かつ遅滞なくその処分を行わなければならぬと確信した」という要件を満たさないため、裁判所が処分を決定しなかった場合であると思われる。また、法文では、「被告人が精神の障害のために刑事責任無能力の評決が下された場合で、かつ裁判所が処分を決定しないとき、審査委員会が処分を決定する」となっているので、審査委員会は以下の処分を決定するだけであり、被告人の刑事責任能力についての判断は行わないことになる。

これに対し、審査委員会が裁判所によって訴訟無能力の評決を下された被告人に対し処分を決定する場合には、聴聞の際に被告人の訴訟能力の有無を判断しなければならない（672.48 (1)）。訴訟能力があると判断した場合には、審査委員会は被告人を裁判所に送り返す命令を発し、裁判所はもう一度被告人について訴訟能力の有無を審査し、評決を下す（672.48 (2)）。審査委員会が被告人が訴訟無能力であると判断した場合に、以下で述べる処分が決定されることになる。

#### 4. 処分の内容

裁判所または審査委員会は、危険な人物から公共を保護する必要性、被告人の精神状態、被告人の社会への再統合、および被告人の他の必要性を総合的に考慮して、被告人にとっても、もっとも負担と制限が少ない処分を決定しなければならない（672.54）。責任無能力の評決を受けた者に対する処分には、1) 無条件釈放、2) 条件付釈放、3) 病院への収容がある。訴訟無能力の評決を受けた者に対する処分には、2)、3) のほか、4) 治療処分がある。処分あるいは付される条件を決定するにあたっては、その犯罪の被害者の陳述も考慮しなければならない（672.541）

1) 無条件釈放は、裁判所もしくは審査委員会が、被告人が社会の安全にとって重大な危険性を有していないと判断した場合に、下すことができる。

2) 条件付釈放は、裁判所もしくは審査委員会が適切と考える条件を付けて釈放することである。

3) 病院収容は、裁判所もしくは審査委員会が適切と考える条件を付けて、病院に強制的に収容することである。ここでいう「病院」とは、州にある病院で、処分が言い渡された被告人を強制収容し、治療を行うことについて、州の保険局の長（Minister of Health）により指定された治療施設のことをいう（672.1）。この処分

命令の有効期間は、90 日以内である (675.55 (2))。裁判所もしくは審査委員会は、被告人を強制収容する根拠を Form49 により、示さなければならぬ (672.57)。収容の期限は定められていないが、被処分者を 7 日以上病院に収容する場合には、病院の管理者はそのことを審査委員会に報告しなければならない。

4) 治療処分とは、訴訟無能力の評決が下された被告人について、いまだ 2)、3) の処分が決定されていない段階で、医師の証言により、裁判所が治療を行えば訴訟能力が回復する見込みがあると判断した場合に、彼に対し 60 日以内を限度として治療を命じる処分である (672.58)。この医師の証言は、被告人を鑑定した者によりなされなければならない、①鑑定当時被告人が訴訟無能力であること、②治療を行えば、60 日以内に訴訟能力を回復させる見込みがあること、③治療によって被告人に生じるであろう利益と不利益とを比較して、不均衡ではないこと、④その治療に伴う制約と侵襲が最小限のものであること、を内容とする (672.59)。裁判所は、被告人にとって適切と思われる条件をつけてこの処分を命じることができる。ただし、この処分において行われる治療には、精神外科療法、電気痙攣療法および法律で禁止されている治療は含まれない (672.61)。裁判所がこの処分を命じるにあたっては、被告人本人の

同意は必要ではないが、彼が治療を受ける病院の管理者および裁判所により彼の治療に対する責任を任された者の同意が必要である (672.62 (1)、(2))。

## 5. 審査会による処分の再審査

審査委員会は、前述の①の無条件釈放以外の処分について、その処分がなされた後、12 ヶ月以内に、また、その後処分の有効期間中、12 ヶ月ごとにその処分について審査をしなければならない ((672.81 (1)))。また、審査委員会は、条件付釈放の処分については、被告人が通うことを命じられている施設の管理者から、また、病院収容について、前述したように、病院の管理者から、被処分者を 7 日以上収容するという報告を受けたとき、あるいは、処分の再審査を要求する通知を受けたときは、可及的速やかにその処分を審査しなければならない (672.81 (2))。さらに、前述の③の病院収容の処分を言い渡された被告人が、他の犯罪に関して自由刑を科すべき判決が言い渡されたときも、同じである (672.81 (3))。また、被告人や第三者から要求があったときは、いつでも、あらゆる処分について再審査することができる (672.82 (1))。

審査委員会は以上の審査により、状況に応じて適切と判断した場合には、他の処分を命じることができる (672.83 (1))。

#### IV 提案されている追加条項

現在、以下のような条項を追加する旨の立法提案がなされ、議会は通過したようであるが、いまだ現実化されてはいない。

##### (1) 処分の上限(Capping of Dispositions)に関する追加条項 (672.64)

この条項は、刑事責任無能力または訴訟無能力の評決が下された者に病院収容処分を科す場合、その収容期間の上限(cap)を制限する目的で提案された規定である。

###### 1) 犯罪の上限

① 刑事責任無能力または訴訟無能力の評決が下された者が、刑法 47 条 1 項の大逆罪、229 条の第 1、2 級謀殺罪を行った場合、国家防衛法 (National Defence Act) の 73 条の罪 (司令官による犯罪)、74 条の罪 (敵の面前での犯罪)、75 条の罪 (保安に関する罪)、76 条の罪 (戦争捕虜に関する罪) を反逆的に行った場合、同法 130 条の第 1、2 級謀殺罪を行った場合、およびその他議会法に定められた犯罪で、その法定刑における最低が終身である犯罪を行った場合は、その上限を終身とする。

② 指定された犯罪 (a designated offence) を行った場合には、10 年かあるいは、その犯罪に関して科されたであろう自由刑の長期のうちの短い方が、上限となる。「指定された犯罪」とは、この章に定められた犯罪、国家防衛法

上の犯罪、および、それらの犯罪に関する共同謀議、未遂、事後従犯、相談である。③ この法律に規定されている犯罪、他のあらゆる議会法に規定された犯罪、および①、②にあげられている以外の犯罪を行った場合には、2 年かあるいはその犯罪に関して科されたであろう自由刑の長期のうちの短い方が、上限となる (672.64 (3))。

###### 2) 同一の行為により複数の行為を行った場合の上限

被告人が、同じ行為によって実現した二つ以上の犯罪について処分を受ける場合には、それらの犯罪に関して定められた自由刑のもっとも長期のものを処分の上限をしなければならない (672.64 (4))。もっとも、前の犯罪に関して無条件釈放以外の処分を科された被告人がさらに犯罪を行い、責任無能力、または訴訟無能力の評決を受けた場合には、裁判所は、前述の 3 項、4 項によって決められる上限を超えて、新たな処分を前の処分に加えて命じることができる (672.64 (5))。

###### (2) 危険な精神障害者である被告人 (Dangerous Mentally Disordered Accused) に関する追加条項 (672.65)

###### 1) 檢察官による請求

精神の障害のため、刑事責任無能力の評

決が下された被告人について、検察官は、彼に対する処分が決定される前に、その評決を行った裁判所もしくは上位裁判所に対して、その被告人が危険な精神障害者であることを宣言するよう求めることができる(672.65 (2))。

## 2) 「危険な精神障害者」の要件

この請求に基づいて、裁判所は、その被告人が、以下の①、②のいずれかの要件に該当すると認めた場合には、彼を危険な精神障害者であると宣言することができる(672.65 (3))。

① 評決の下された犯罪が、同条1項(b)に規定された重大な個人を侵害する犯罪(serious personal injury offence)、すなわち、暴行、暴行未遂、他人の生命、身体の安全に危険を及ぼし、または及ぼす恐れのある行為、あるいは他人に重大な心理的なダメージを与え、または与える恐れのある行為を含み、10年以上の自由刑が科されるべき犯罪であり、かつ以下の A)、B)、C)のうちのいずれかを証拠により証明することにより、被告人に、他人の生命、身体的安全あるいは精神的安寧を害する恐れがあると認められる場合。

A)被告人に、評決を下された犯罪を構成する行動であり、行動抑制の欠如および将来的な欠如により、他人を殺害し、傷害し、または重大な精神的ダメージを与えることが予想される行動を反復して行う傾向が認められること。

B)被告人に、評決を下された犯罪を構成する、攻撃的な行動を継続して行う傾向が認められること。

C)被告人に、評決を下された犯罪と関係した行動で、将来的に、通常の基準によつては、行動を抑制することが困難であると結論づけざるを得ない、粗暴な行動が認められること。

② 評決を下された犯罪が、同条1項(a)に規定された重大な個人を侵害する犯罪、すなわち性的暴行罪(刑法271条)、武器、脅迫を用いた性的暴行罪(同272条)、加重性的暴行罪(同273条)およびそれらの未遂罪で、10年以上の自由刑が科されるべき犯罪であり、かつ被告人が性的衝動の欠如および将来的な欠如により、他者を傷害し、あるいは彼に苦痛もしくはその他の害を与えるであろうことが予測される場合。

## 3) 処分を終身とする効果

危険な精神障害者であると認定された被告人に対しては、その処分の上限を終身までとすることができる(672.65 (4))。

## E. 結論

以上の考察によって、カナダにおける、精神障害者の処遇についての法制度の枠組みとわが国のそれとの相違、問題点を知ることができた。これを基礎として、次年度において、さらにカナダにおける精神障害

者に対する身体拘束、治療の強制などの問題についての法的枠組み、実際の運用などを調査、検討し、また、イギリス、アメリカ合衆国における法制度についても調査、検討を行い、わが国における法制度として、説得力があり、かつ実現可能である具体的なモデルを提示したいと考えている。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

#### I. 参考文献

- 1)Stuart & Delisle, Learning Canadian Criminal Law, Seventh Edition(1999)
- 2)Kent Roach, Essentials of Canadian Law, Criminal Law, Second Edition(2000)
- 3)Martin's Annual Criminal Code With Annotations by Edward L. Greenspan, Q.C. of the Ontario Bar(1996)
- 4)David Watt & Michelle Fuerst, Tremeeear's Criminal Code(2002)

平成 14 年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

**「入院中の精神障害者の人権確保に関する研究」報告書**

平成 15 年 3 月発行

編集・発行 浅井 邦彦（主任研究者）

医療法人静和会 浅井病院

〒283-8650 千葉県東金市家徳 38-1

TEL : 0475-58-5000

FAX : 0475-58-5549

E-mail:asaihp@waltz.plala.or.jp (担当:長沼)

制作

医学出版ビューロー

TEL & FAX : 03-3480-5837

印刷

(株) ユニバーサル・プリント

TEL : 03-3953-9762 FAX : 03-3953-9751